

成年後見制度利用支援業務について

守谷市成年後見制度利用促進基本計画（以下：計画）（第8期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画内：P107～P122）を策定し、今年度から成年後見制度利用促進を計画的に実施していく。

	守谷市成年後見制度利用促進基本計画～基本目標～
①	成年後見制度の周知と相談機能の強化
②	利用しやすく，利用者がメリットを実感できる制度の運用
③	地域連携ネットワークの構築
④	生涯を通じて自分らしい暮らしを実現できるまちづくり

1 成年後見制度について

成年後見制度は、認知症等により、判断能力が十分でない人（以下：本人）が、成年後見人等を選任することにより、財産管理や権利の保護などを行うための制度である。（別紙：成年後見制度のごあんない参照）

制度を利用することで、本人に適した契約の締結や解約、預貯金管理や施設入所・入院の契約を行うことが可能となる。また、自身の保有している資産等の継続管理も可能となる制度である。

ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯など、周囲の支援を必要とする人が増加する社会背景の中で、財産管理や日常生活において支障がある市民への権利擁護支援の必要性は、今後も高まり続けている。そのため、地域社会全体で困りごとを抱える人を支えるための取組が重要となる。

2 現状の課題

介護保険制度とともに制度施行されているものの、制度の難しさから全国的に利用促進に至っていない課題がある。当市においても、「令和元年度守谷市まちづくり市民アンケート」や「成年後見制度に関するアンケート調査」の回答結果から5割近くの市民が制度を理解していないことが把握できた。また、介護及び障がい福祉サービス事業所において制度を理解している割合は71.1%と高いものの、後見人等業務について正しい理解を持つ事業所は28.7%と制度の「認知度」と「理解度」に大きな差異があることが分かった。市民や関係機

関の理解度の不十分さから、制度利用に結び付いていないことが明らかとなり、成年後見制度利用促進については、「広報機能」・「相談機能」を重点的に強化する必要がある。

3 地域包括支援センターとしての課題

○北部地域包括支援センター

今年度、障がいを持つ家族からの問い合わせが見受けられるようになった。制度は、高齢者だけが対象ではないため、障がいサービス事業所等への啓発が必要である。そのため、今年度は、権利擁護の専門職向け研修会を実施し、介護保険関係事業所だけでなく、障がいサービス事業所の参加を募った。

(令和3年7月15日実施 23事業所 38人参加し、そのうち障がいサービス事業所6事業所 9人参加)

○南部地域包括支援センター

介護保険施設やサービス事業所等の専門職から制度についての問い合わせが多くなっているが、制度が難しいため、専門職でも基礎知識がないまま利用者をミスリードしてしまう危険性がある。そのため、関係機関との横のつながりを始め、制度についての基礎知識の向上を行う必要がある。

4 今後の取組

成年後見制度利用支援業務として、地域包括支援センターと協働し、成年後見制度利用促進を行う。

① 広報機能強化

○チラシやパンフレットを作成し、関係機関への再周知を行う。

○広報もりや、守谷市ホームページへの掲載をし、市民への周知を行う。

○出前講座や講演会にて、市民や市内関係機関職員向けに講話を行う。

○制度相談の窓口啓発を行い、制度利用促進を行う。(資料No.4-②参照)

② 相談機能強化

○身近な相談窓口として、健幸長寿課、社会福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会での相談受入体制を構築する。

○成年後見制度相談における課題や事例の検討,「日常生活自立支援事業(※1)」利用者からの移行検討を行うために権利擁護機関連絡会(※2)を定期開催(年度4回予定)する。また,成年後見制度市長申立ての必要性を検討し,随時申立てを行う。

※1「日常生活自立支援事業」とは,県社協から市社協が委託を受けている事業で,判断能力の低下のある本人と社協との間で契約を結び,金銭管理や重要書類の保管などを行う事業である。

※2権利擁護機関連絡会とは,健幸長寿課,社会福祉課,地域包括支援センター,社会福祉協議会等相談窓口を持つ機関で構成される。

③ 地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用促進は,制度の利用につなげるために周囲の関係者や関係機関等がネットワークを構築する必要がある。そのため,地域全体で権利擁護に取り組むための保健・医療・介護・福祉・司法・行政等の関係機関による地域連携ネットワークを構築し,ネットワークを発展させていくための中核機関と協議会の設置について検討する。(資料No.4-③参照)